

解約通知書

通知日 年 月 日

株式会社 新日本コンサルティング 殿

下記注意事項を確認・承諾の上、物件の解約することを通知致します。

物件住所	
物件名称	号室
借主	フリガナ ⑩
電話番号	
メールアドレス	
引越理由	
解約日	年 月 日 ※解約通知が書面で弊社へ届いてから1ヶ月後以降の日付となります。 解約予告期間は契約により異なりますので契約書を確認ください
移転先住所 ※記入必須	〒 ※戸建てでない場合はアパート名・号室もご記入ください
給湯器不具合	有 ・ 無 詳細： ※ガス閉栓の際は必ずガス会社に「水抜きをお願いします」とお伝えください。

【 引っ越し・鍵返却予定日 】※変更がありましたらお手数ですがご一報ください。

年 月 日 午前・午後 時頃 ・返却予定鍵本数 本

※原則立会いは行いません。

<<注意事項>>

・解約月の家賃はシステム上、一旦1ヶ月分満額をお支払い頂いております。解約月の解約日以降の賃料は日割り計算させて頂き、原状回復費用請求時に清算致します。

・解約日までに全ての鍵（合鍵・オートロックキー・ポストの鍵等を含む）を現地設置のキーボックスへ入れてください。キーボックス設置場所等の詳細は解約通知を頂いた後にご連絡致します。

※現地キーボックスで対応できない場合は別途担当者よりご案内致します。

※メールアドレスをご記入頂いた場合はそちらにご案内させて頂く場合がございますのでご確認ください。

・引越した後、現地キーボックスへ鍵の返却が完了したら**必ずご一報**ください。ご連絡が解約日より遅れた場合・連絡がつかない場合はその日までの日割り賃料を頂きます。

※解約日前であっても鍵返却後は居室内へ立入りの上、室内の確認を行います。予めご了承ください。

・ご加入頂いております家財保険・24Hサポートは、借主様より直接各会社へ解約の連絡が必要です。

・退去後の残置物撤去は借主負担の有料となります。解約日までに室内・共用部共に荷物・ゴミ等を残さずに明け渡してください。

・借主が解約日までに本物件を明渡さない場合は、解約日の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料等を貸主に支払い、且つ、明渡し遅延により貸主が損害を被ったときは、その損害を賠償しなければなりません。

・解約受付後の解約日の変更・キャンセルは原則お受けできませんのでご了承ください。

粗大ごみ・家電リサイクル法の対象品をごみ置き場に出さないでください。回収されません。

粗大ごみは【 粗大ごみ受付センター 】・家電リサイクル法の対象品は【 家電リサイクル受付センター 】へお問い合わせください。(家電リサイクル法の対象品目：テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)